

留 意 事 項

1 持続可能性に配慮した農産物生産に取り組む団体への認証取得支援について

- ・ 現に団体認証を取得済みの団体に対して、新たに追加される農業者に係る認証取得の支援をカウントする場合については、団体数は1、認証取得支援経営体数は新たに追加される農業者の数とする。
- ・ 同時に複数のGAP認証（ASIAGAPとGLOBALG.A.P.、JGAPとGLOBALG.A.P.など）に係る認証取得を支援する場合については、種類別にカウントする。
- ・ 同時に同じ認証の複数カテゴリー（GLOBALG.A.P.の青果物と穀物、ASIAGAPの穀物と茶など）に係る認証取得を支援する場合については、認証取得するカテゴリーの種類に関わらず、1つのGAP認証につき1経営体とカウントする（カテゴリーの種類に応じて、複数カウントは行わない。）
- ・ 過去、支援予定の農業者が認証取得を延期や中止し、成果目標の未達や計画変更に伴う不用品の発生につながった都道府県が複数あったことから、今一度、令和7年度中に取り組むかの精査をお願いしたい。

2 GAP指導農業者数について

- ・ GAP指導員等とは、都道府県がGAP指導体制計画に位置付けた者をいう。
- ・ 国際水準GAPの実施に関する指導とは、農業者に現地指導を含む複数回のGAP指導を行い、当該農業者が国際水準GAPの取組を始めた（あるいは取組を改善した）時点をもつて、実績とし、実績のカウントに当たり、当該農業者のGAP認証取得の有無は問わない。
- ・ 教育機関における就農前の生徒を対象にしたGAPの指導など、現に農業者ではない複数の者を対象にしたGAPの指導は、実績にはカウントしないものとする。
- ・ GAP指導農業者数は、実数でカウントするものとし、複数のGAP指導員等が同じ農業者に対し指導を行った場合も、GAP指導農業者数のカウントは1名とする。
- ・ 現にGAP認証を取得している、又は国際水準GAPの取組を行っている農業者に対する指導についても、取組の改善につながるものである場合には、実績としてカウントできるものとする。
- ・ GFPコミュニティサイト登録済み農業者数については、GFPのコミュニティサイトの登録者一覧を参考に記載することを基本とし、一覧に記載のない者をカウントする場合は、都道府県において要望調査の提出までに当該者の登録完了を確認すること。
- ・ 農福連携に取り組む農業者（以下「農福連携農業者」という。）については、都道府県が把握している農福連携農業者のうち指導を予定している者をカウントするものとし、カウントした農福連携農業者の名称等を参考様式に記載すること。
- ・ 環境負荷低減事業活動実施計画認定者については、都道府県が把握している環境負荷低減事業活動実施計画認定者のうち指導を予定している者をカウントするものとする。
- ・ 就労条件改善事項に取り組む農業者については、GAPの指導に加えて都道府県として下表の項目1及び項目2から2つ以上、かつ、項目3から1つ以上の就労条件改善事項に取り組むよう指導する予定の農業者をカウントするものとする。
- ・ （一社）全国農業改良普及支援協会が運営するマッチングサイトへ登録する予定の農業者数については、指導を予定している農業者のうち、指導後、当事業年度において、GAP認証（GLOBALG.A.P.、ASIAGAP、JGAP）を取得又は、国際水準GAPガイドラインに引き上がった都道府県GAPに取組み、当マッチングサイトへ登録する予定の農業者をカウントするものとする。

【表】

項目	就労条件改善事項	
項目1 労働基準関係法令への準拠	就業規則の新規策定	所定労働時間の設定
	休憩の設定又は休日の設定	時間外・休日労働に係る三六協定の締結の設定

	時間外割増賃金の支給	
項目 2 各種保険制度への準拠	労災保険の加入	雇用保険の加入
	健康保険の加入	厚生年金保険の加入
項目 3 その他の就労条件改善	給与等支給額を前年度比増	地域別最低賃金よりも 5 %以上の上乗せ
	定期昇給制度の設定	給与テーブルの作成
	能力と給与を連動させる仕組みの構築	役職手当の設定
	特別手当の設定	育児休暇の設定
	介護休業の設定	保育環境の整備
	労働安全教育の実施	人事評価制度の設定
	資格取得を促進する制度の導入	スキルアップに資する目標や計画の策定
	若者及び女性労働者の新規就農や定着を図ることを目的とした事業の実施	外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備（就業規則等の多言語化）
	農業に係る労使関係の相談・仲介体制整備	

3 配分要望額（配分の上限額）

- 事業メニュー別に記載する。
- 配分要望額は、配分の上限額を把握するための要望調査時点における参考値であり、実際の配分額に基づく事業実施計画の策定においては、必ずしも事業メニュー間の経費の比率や内訳が配分要望額と一致する必要は無いが、事業費のうち交付金の合計額は配分額と一致させること（端数等による軽微な不一致は除く）。

(参考：各事業メニューの取組内容案)

注：以下の内容は、予算成立前であるため、今後変更の可能性がある点ご了承ください。

1 国際水準GAPに係る指導活動の推進に係る取組

(1) 国際水準GAPに係る普及体制構築

ア 事業の目的

令和7年度を国際水準GAP本格実施年として、国際水準GAPの普及を推進させるため、事業実施主体において、推進検討会の開催や普及ツールの開発、農業者等の取組状況を確認する担当者の育成に係る取組等の支援を行う。

イ 事業の内容

事業実施主体が行う以下の取組を支援する。ただし、(ア)の取組みは必須とする。

(ア) 推進検討会の開催

事業実施主体が、国際水準GAPを戦略的に推進するために、有識者等を集めた推進検討会を開催するための費用を支援する。

(イ) 普及ツールの開発

事業実施主体が、農業者等に対して、国際水準GAPを普及するために必要な普及ツールを開発するための費用を支援する。

(ウ) 確認担当者の育成

農業者等が国際水準GAPガイドラインに準拠したGAPに基づいた生産活動を行っているかどうか、事業実施主体が実施する確認体制において確認を担当する者が都道府県GAPを国際水準に引き上げたことに伴い必要となった知識を習得するための研修を受講する費用を支援する。

ウ 事業の対象者の要件

本事業における支援対象者は、事業実施主体のうち、国際水準GAPの普及方策や体制が整っていない者とする。ただし、(ウ)の取組に係る支援対象者は、事業実施主体のうち、国際水準GAPガイドラインに準拠したGAPの運用主体及び国際水準GAPガイドラインに準拠したGAPの運用主体と第三者による確認に関する合意を得ている者とする。

エ 留意事項

具体的な支援内容は、事業実施主体が、取組事項別に、次に掲げる内容を参考に策定するものとする。

取組事項	費目別の内容例示	備考
1 推進検討会の開催 2 普及ツール開発 3 確認担当者の育成	1 謝金 学識経験者、生産者、流通業者、小売業者、消費者等で構成された検討会や審査員養成研修等の講師謝金等 2 調査等旅費 都道府県職員の視察等に係る旅費 3 委員旅費 検討会等の講師旅費、関係機関・団体職員等の視察等に係る旅費 4 印刷製本費 検討会や普及ツールの資料作成等 6 通信・運搬費 検討会等資料の発送費等	

	7 会場借料 検討会等の会場借料等 8 消耗品費 検討会等の開催に必要な消耗品等 9 資料購入費 指導参考図書の購入等 10 情報発信費 動画等での情報発信、広告等	
--	---	--

※ 費目別の内容例示は一例であり、ここに掲げるもののほか、取組事項を行うために必要な経費を補助対象経費の範囲内で本交付金の対象とできる。ただし、取組事項4及び10については、事業実施主体において、高い効果が期待されると判断した理由を整理しておくこと。

(2) 國際水準GAPに係る指導活動の推進

ア 事業の目的

事業実施主体において、GAP指導員等による指導活動を推進し、いつでも認証取得が可能な水準となるよう農業者による国際水準GAPの実施の定着を図るものとする。

イ 事業の内容

事業実施主体が構築したGAP指導体制の下に、GAP指導員等が農業者等に対して行う指導活動を支援する。

ウ 事業の対象者の要件

本事業による活動費用等の支援対象者は、次に掲げる者のうち事業実施主体のGAP指導体制計画に位置付けられる者（以下「GAP指導員等」という。）及び指導活動のため一時的に招聘・派遣する外部専門家とする。

なお、（ウ）に掲げる者については、自らが所属する機関・組織等に対する指導活動は補助の対象外とする。

（ア）普及指導員等の都道府県職員

（イ）営農指導員等の農業協同組合職員

（ウ）農業教育機関の教員

（エ）市町村職員

（オ）農業者の中で指導的立場の者

（カ）技術士（農業（農業・食品）部門）

（キ）その他事業実施主体が指導体制に位置付けることが適当であると考える者

エ 留意事項

具体的な支援内容は、事業実施主体が、取組事項別に、次に掲げる内容を参考に策定するものとする。

取組事項	費目別の内容例示	備考
1 GAP指導員等による指導活動	1 謝金 研修会等の講師謝金等	・指導活動とは、農業者に対する国際水準GAPの実施に関する指導（GAP認証取得の有無は問わない。）をいう。
2 GAP指導体制検討会の開催	2 調査等旅費 都道府県職員の農業者指導に	・指導体制検討会とは、都道府県

3 GAP指導情報端末の導入 4 その他農業者のGAPの実施に関する指導に高い効果が期待される取組	係る旅費等 3 委員旅費 関係機関・団体職員等の検討会の出席、農業者指導、外部専門家派遣、国際水準GAPガイドライン研修等の受講に係る旅費等 4 印刷製本費 農業者指導に係る資料作成費等 5 通信・運搬費 指導に必要なICT端末の通信料(本事業によりリース導入した端末に係る分に限る。通信料には、基本使用料やインターネット接続サービス料等の毎月の固定費用を含む。)や、研修会等資料の発送費等 6 会場借料 農業者指導に必要な会場借料等 7 消耗品費 農業者指導に必要な消耗品等 8 借上費 指導に必要なICT端末のリース料、システム利用料、初期設定費用等(端末の購入費用を除く。) 9 資料購入費 指導参考図書の購入等 10 情報発信費 研修会等のPR資材、広告等 11 燃料費 GAP指導員等による現地指導等のため、自動車で移動する場合のガソリン代(調査等旅費又は委員旅費に該当する場合を除く。) 12 備品費 GAPの指導活動に直接必要な備品等(リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。)	の指導方針等を検討するための会議をいう。
--	---	----------------------

※ 費目別内容例示は一例であり、ここに掲げるもののほか、取組事項を行うために必要な経費を補助対象経費の範囲内で本交付金の対象とできる。ただし、取組事項4については、事業実施主体において、高い効果が期待されると判断した理由を整理しておくこと。

(3) GAP指導員の育成

ア 事業の目的

事業実施主体において、農業者による国際水準GAPの実施の拡大を推進するため、国際水準GAPの実施に係る指導や認証の審査等ができる者（農業者団体等における内部監査又は内部検査を行える者を含む）を育成する。

イ 事業内容

GAP指導員や審査員（GLOBALE A. P.、ASIA GAP及びJGAPの審査員に限る）の育成・充実に必要な研修会の開催、研修への派遣等の取組を行う。

ウ 事業の対象者の要件

本事業において、研修費用等の支援を行う対象者は、次に掲げる者のうち、GAP指導員等とする。

なお、団体でGAPに取り組む農業者等に対して、内部監査又は内部検査を行う者を対象に含めることができるものとする。

- (ア) 普及指導員等の都道府県職員
- (イ) 営農指導員等の農業協同組合職員
- (ウ) 農業教育機関（農業大学校、農業高校等）の教員
- (エ) 市町村職員
- (オ) 農業者の中で指導的立場の者
- (カ) 技術士（農業（農業・食品）部門）
- (キ) その他、事業実施主体が指導体制に位置付けることが適当であると考える者

エ 留意事項

具体的な支援内容は、事業実施主体が、取組事項別に、次に掲げる内容を参考に策定するものとする。

取組事項	費目別の内容例示	備考
1 GAP指導員育成研修の開催 又は受講 2 GAP指導員育成研修への派遣 3 その他GAP指導員の育成に高い効果が期待される取組	1 謝金 研修会等の講師謝金等 2 調査等旅費 都道府県職員の研修受講や視察等に係る旅費 3 委員旅費 研修会等の講師旅費、関係機関・団体職員等の研修受講や視察等に係る旅費 4 研修受講費 GAP指導員育成研修や、団体認証取得を目指す農業者及び団体事務局職員を対象とした内部監査員研修の受講料、テキスト購入料等 5 印刷製本費 研修会等の資料等 6 通信・運搬費 研修会等資料の発送費等 7 会場借料 研修会等の会場借料等 8 消耗品費 研修会等の開催に必要な消耗品等 9 資料購入費	GAP指導員育成研修とは、国際水準GAPの実施に関する指導ができる者の育成に資する研修をいう。

	G A P 指導員育成用教材の購入等	
--	--------------------	--

※ 費目別的内容例示は一例であり、ここに掲げるもののほか、取組事項を行うために必要な経費を補助対象経費の範囲内で本交付金の対象とできる。ただし、取組事項3については、事業実施主体において、高い効果が期待されると判断した理由を整理しておくこと。

2 人材育成のための農業教育機関における認証の取得等支援に係る取組

(1) 事業の目的

次世代の農林水産業を担う農業教育機関の生徒が、GAP認証の取得等を通じ、第三者である審査機関による審査を受けつつGAPを学び自ら実践することは、農業生産技術の習得に加えて、経営感覚を兼ね備えた人材として必要な資質・能力の育成に資するものであり、こうした人材が就農することで、国際水準GAPを実施する産地の拡大につながることから、事業実施主体において、農業教育機関を対象に、GAP認証の取得等の支援（事業実施主体が（2）に掲げる事業内容を自ら行う場合に要する経費の支出を含む。以下同じ。）を行う。

(2) 事業内容

農業教育機関が新規にGAP認証を取得又は既存のGAP認証を維持・更新するに当たって必要となる認証審査の受審の取組に要する費用を支援する。

なお、農業教育機関は、地域への波及の観点から当該審査の受審を公開するとともに、GAP認証審査員への対応は生徒を主体とするよう努めるものとする。

(3) 農業教育機関の定義

本事業における農業教育機関とは、高等学校、大学その他学校法人、農業者研修教育施設等のうち、現に授業カリキュラムにGAPの実施に関する教育を位置付けている又は位置付けることとしている機関をいう。

(4) GAP認証の維持・更新に係る認証審査を支援対象とする場合の要件

既存のGAP認証の維持・更新に係る認証審査は、農業教育機関の体制に応じて、次に掲げる要件を満たした場合に限り、支援対象にできるものとする。

ア 修学期間が2年以上又は2学年以上の農業教育機関の場合

認証審査に対応する生徒について、前回の認証審査で対応した生徒の数を修学期間の年単位（月は切り捨て。学年制の場合は、学年数）で除した人数以上が入れ替わっていること。

イ 修学期間が2年未満かつ学年制ではない農業教育機関の場合

認証審査に対応する生徒について、前回の認証審査で対応した生徒の半数以上の人数が入れ替わっていること。

ウ ア又はイの要件の適用が困難な事情がある農業教育機関の場合

あらかじめ事業実施主体からア又はイに準ずる内容の要件（当該農業教育機関が申請時点で満たしているものに限る。）について申請があり、地方農政局長がこれを承認していること。

(5) 留意事項

農業教育機関の支援に当たっては、次のことに留意するものとする。

ア 支援対象とするGAP認証の種類及びカテゴリーは、農業教育機関ごとに、人材育成にあたり取得等が必要と判断したものに限り選定するものとする。

なお、人材育成にあたり特に必要と判断した場合にあっては、農業教育機関1校に対し、複数種類のGAP認証及びカテゴリーに係る取得等を支援することを妨げないものとする。

また、団体認証を取得した団体（以下「認証団体」という。）の構成員である農業教育機関のGAP認証の取得等を支援する場合にあっては、事業実施年度における認証団体の認証審査に要した費用の総額（以下「団体認証審査費用総額」という。）のうち農業教育機関の認証取得等に要した費用相当分（以下「農業教育機関費用相当分」という。）に限って支援対象とができるものとする。

イ 農業教育機関は、取組の実施に当たって、あらかじめ見積書を取得するものとす

る。

ウ 具体的な支援内容は、事業実施主体が、次に掲げる内容を参考に策定するものとする。

取組事項	費目別の内容例示	備考
認証審査	<p>(事業実施主体の取組)</p> <p>農業教育機関の認証取得支援事務を行うに当たって必要な以下の経費</p> <ul style="list-style-type: none">・謝金・審査会の委員謝金等・調査等旅費・都道府県職員の事業周知に係る旅費等・委員旅費・審査会委員の旅費等・印刷製本費・審査会の資料作成等・通信・運搬費・審査会資料の発送費等・会場借料・審査会の会場借料等・消耗品費・支援事務に使用する消耗品等・情報発信費・認証取得支援のPR資材、広告等 <p>(農業教育機関の取組)</p> <ul style="list-style-type: none">・認証取得推進費・認証審査に要する費用（エに掲げる留意事項による。）	<ul style="list-style-type: none">・認証審査にあっては、原則として、事業実施主体の指導体制に位置付けられた者が立ち会うこと。

※ 費目別の内容例示は一例であり、ここに掲げるもののほか、取組事項を行うために必要な経費を補助対象経費の範囲内で本交付金の対象とできる。ただし、農業教育機関の取組については、認証審査に要する費用のみを対象とする。

エ 認証審査に要する費用の支援に関する留意事項は次に掲げるとおりとする。

- (ア) 認証審査に要する費用には、審査の受審に付随する諸費用（登録費用、認証発行手数料、審査員旅費等）を含むものとする。
- (イ) 審査を受審できる環境を整備するための費用、審査では正措置の指摘があった場合に対応するための費用、外部専門家等による認証審査のための研修・指導費用、ICTシステム利用料、内部検査・内部監査に要する費用等の認証審査に付随しない費用は、支援対象とはしない。
- (ウ) 支援は、(エ)に掲げる場合を除き、相手方が発行した請求書等により金額が明確であるものに限り対象とし、当該資料を保管しておくこと。
ただし、請求書等によることができない真にやむを得ない理由がある場合において、後日、請求書等入手できる確約がある場合に限り、請求書等以外の根拠により、支援することができる。この場合、当該やむを得ない理由を整理しておくとともに、請求書等入手次第、支援額の窓口を行い、過払いのあった場合には遅滞なく返納させるものとする。

(工) アのまた書きにより、認証団体の構成員である農業教育機関を支援する場合には、団体認証審査費用総額を請求書等（審査機関が発行したものに限る。以下同じ。）により明らかにした上で、当該費用を構成経営体数で按分等の方法により、農業教育機関費用相当分の額を算定するものとする。

この場合、事業実施主体は、算定の内容を記録し、根拠となる資料とともに保管するものとする。

なお、団体認証費用総額に（イ）に掲げる費用が含まれている場合には、当該費用を除いた額をもって団体認証費用総額とするものとする。

また、次に該当する場合は、アのまた書きによる支援はできないものとする。

- a 団体認証費用総額を請求書により明らかにできない場合
- b 団体認証費用総額に（イ）に掲げる費用が含まれていないことを、請求書等により明らかにできない場合
- c 団体認証費用総額に（イ）に掲げる費用が含まれている場合であって、内訳が不明等の理由により、当該費用を除くことができない場合
- d その他の理由により、農業教育機関費用相当分の額を算定できない場合

才 本交付金による支援と重複しない範囲で、農業教育機関のGAP認証取得等の取組を、事業実施主体の予算等により支援することを妨げないものとする。

3 持続可能性に配慮した農産物生産に取り組む団体への認証取得支援に係る取組

(1) 事業の目的

GAPは、農業において持続可能性を確保するための取組みであるため、GAPの取組を通じて、SDGsに貢献することができる。農業生産において、持続可能性に配慮された農産物の生産を推進するために、事業実施主体において、持続可能性に配慮した農産物生産に取り組む団体（以下、「支援対象団体」という）を対象に、認証取得に必要な環境整備や審査費用等の支援を行う。

(2) 事業内容

支援対象者が新規にGAP認証を取得するのに当たって必要となる、次に掲げる取組に要する費用を支援する。ただし、アの取組は必須とする。

ア 認証審査

GAP認証の取得に必要な審査の受審の取組。

なお、やむを得ない事情により事業の実施期間内に審査を受審することが困難な場合（困難な理由を支援対象者の責めに帰することができない場合に限る。）にあっては、審査会社との契約の締結（事業実施主体から本取組の完了の考え方について申請があり、当該考え方方が事業実施主体の責任の下に次年度における認証審査の受審に結び付くものであるとして、地方農政局長がこれを承認した場合においては、当該考え方。以下同じ。）をもって、本取組を完了したものとみなすことができるものとする。

イ 研修指導の受講

GAP認証の取得に必要な民間コンサルタント等による研修指導の受講の取組。

ただし、支援対象団体が研修指導を受講するための旅費は支援の対象外とする。

ウ 認証取得に係る環境整備

GAP認証取得に必要な次に掲げる取組

(ア) ICTを活用した情報システムの利用

(イ) 分析・調査の実施

(ウ) 設備の改修資材の導入の取組（取得単価が20万円未満のものに限る。）

(3) 補助額の上限額

事業実施主体から支援対象者に対する支援額の上限は、別添3-3のとおりとする。

(4) 支援対象団体の要件

ア 支援対象団体は、別添3-9により目標となる持続可能性に配慮した取組を事業実施主体へ報告し、事業実施年度の翌年度の終了までに、取組の結果を事業実施主体まで報告することとする。なお、事業実施主体は、支援対象団体から報告が無い場合、支援対象団体に対し、支援した額の返還を求めるものとする。

イ 支援対象団体は、認証取得後に、（一社）全国農業改良普及支援協会が運営するGAPマッチングサイトへ認証取得農場の情報を登録することとする。

(5) 留意事項

支援対象団体の支援に当たっては、次のことに留意するものとする。

ア 支援対象となるGAP認証は、GLOBAL G. A. P.、ASIA GAP及びJGAPとする。

イ アに掲げるGAP認証のいずれかを既に取得している場合であって、認証取得済みのカテゴリーと別のカテゴリーで認証を取得しようとするときは、支援の対象とする。一方で、支援対象団体が認証取得済みの品目とは異なる品目で新たに認証を取得しようとする場合でも、当該品目が認証取得済のカテゴリーと同じカテゴリーに該当する場合は、支援対象としない。

また、支援対象団体がGAP認証を取得しており、当該団体を構成する農業者等が新たにGAP認証を取得し、構成経営体数を拡大する場合にあっては、新たに追加される農業者等による取組部分に限って支援対象とすることができるものとする。

ウ (2) のア～ウの取組の実施に当たっては、複数の業者から見積書を取得し、交付金の有効活用等の観点から比較検討を行うとともに、取組に要する経費を明らかにすることとする。なお、可能な限り、(2) のアの取組に係る見積書には、現地審査に要する見込日数及び審査員の現地審査に要する旅費（概算）を記載させ、(2) のイの取組に係る見積書には、研修指導に要する見込日数及び研修指導のうち指導者による現地指導に要する旅費（概算）を記載させることとする。

エ 具体的な支援内容は、事業実施主体が、取組事項別に、次に掲げる内容を参考に策定するものとする。

取組事項	費目別の内容例示	備考
1 認証審査 2 研修指導の受講 3 認証取得に係る環境整備	(支援対象団体の取組) ・認証取得推進費 認証審査に要する費用（審査員旅費を含む。）、研修指導に要する費用（講師旅費を含む。）、ICTシステムに係る初期設定費及び利用費用、分析費用（残留農薬、水質、土壤等）、設備改修資材の導入に要する費用	

※ 費目別の内容例示は一例であり、ここに掲げるもののほか、取組事項を行うために必要な経費を補助対象経費の範囲内で本交付金の対象とできる。

オ 本交付金による支援と重複しない範囲で、支援対象団体のGAP認証取得等の取組を、事業実施主体の予算等により支援することを妨げないものとする。

カ 支援対象団体の選定に当たっては、当該都道府県内の農業者等のGAPの取組拡大を喚起する観点から、次に掲げる例のように選考方法を工夫することが望ましい。

(例) 選定に当たって、優先順位付けを行う。

ポイント項目	考え方
団体の規模	地域での持続可能性が配慮された農産物の生産拡大につながることが期待される団体の構成経営体数や構成経営体における栽培面積の合計が大きい支援対象者を優先する。
SDGsへの貢献の公表	団体として又は構成員において、GAPの実施によるSDGsへの貢献を理解し、SDGsへの貢献を公表している団体を優先する。

キ 事業実施主体は、支援対象団体に対し、別紙3-9により目標として設定した持続可能性に配慮した取組結果について、事業終了の翌年度末までに提出させること。

ク 事業実施主体は、支援対象団体の構成員に対して、農業共済組合等と連携し、農業共済、農業経営収入保険その他農業関係の保険への積極的な加入を促すものとする（支援対象団体の構成員がこれらの保険への加入資格を有しない場合を除く）。

別添3－3 持続可能性に配慮した農産物生産に取り組む団体への認証取得支援に係る支援額の上限設定について

事業実施主体が、支援対象団体のGAP認証取得の取組に対して支援を行う際には、下記の上限額の範囲内で行うものとする。また、上限額は税抜き額とする。

ただし、本交付金による支援とは別に、支援対象団体のGAP認証取得の取組を、事業実施主体が独自に支援することを妨げないものとする。

記

1 上限の設定の考え方

予算の範囲内で最大限の認証取得の拡大を図る観点から、審査費用等の実勢価格を踏まえた上限額を設定する。

2 上限

(1) 認証の種類ごとに、審査費用の支援額の上限を下表のとおり定める。

認証の種類	支援額の上限
GLOBALG. A. P.	29.5万円×(団体の構成員数の平方根+2)
ASIAGAP	15万円×(団体の構成員数の平方根+2)
JGAP	13万円×(団体の構成員数の平方根+2)

(注1) 審査費用には諸費用（登録費用、認証発行手数料等）を含むことができる

こととする。

(注2) 団体の構成員数の平方根については、小数点以下切り上げとする。

(2) 認証の種類ごとに、研修指導受講費用の支援額の上限を下表のとおり定める。支援額の上限は、1日当たりの上限に研修指導の受講日数を乗じて得た額とする。この場合において、支援対象団体は、研修指導の受講日数を明らかにしなければならない。

認証の種類	1日当たりの支援額の上限	支援額の上限
GLOBALG. A. P.	5万円	1日当たりの支援額の上限×受講日数
ASIAGAP	4万円	1日当たりの支援額の上限×受講日数
JGAP	4万円	1日当たりの支援額の上限×受講日数

(3) ただし、認証審査及び研修指導の受講に係る審査員及び講師の旅費については、(1)及び(2)とは別に支援額の上限を以下のとおり定める。なお、審査費用に旅費が内包されている場合など、旅費の額が明らかとならない場合にあっては、ア及びイの支援は対象外とし、研修指導を受講するための取組を行う農業者の移動に要する旅費は対象外とする。

ア 認証審査に要する審査員旅費

審査に要する旅費について、原則として実費の1／2の範囲内で支援することとする。

イ 研修指導の受講に係る講師の旅費

実費の1／2の範囲内で支援するものとする。ただし、上限を30万円とし、支援対象者は、研修指導の受講日数を明らかにしなければならない。

ウ ア及びイの旅費とは、往復分の交通費及び宿泊を伴う場合においては実際に宿泊

した宿泊数分の宿泊料とする。

- (4) 環境整備費用に係る支援額の上限等は、次に掲げるとおりとする。

この場合において、上限適用後におけるこれらの費用の合計額が 10 万円に取組経営体数を乗じて得た額を超えるときは、支援対象事業費の上限は 10 万円に取組経営体数を乗じて得た額とする。ただし、上限 200 万円とする。

ア I C T を活用した情報システムの利用

- (ア) 支援の対象は、I C T システムの導入に伴う I C T システム導入利用費とする。

ただし、I C T 機器やソフトウェアの購入、操作の研修等に要する費用は I C T システム導入利用費に含まない。

- (イ) 支援額の上限は、5 万円に取組経営体数を乗じて得た額を支援額の上限とする。

イ 分析・調査の実施

- (ア) 支援の対象は、G A P 認証の取得に当たり必要な残留農薬、土壌及び水質の分析・調査に要する費用とする。

- (イ) 支援額の上限は、5 万円に取組経営体数を乗じて得た額を支援額の上限とする。

- (ウ) 検体数及び検査項目（成分）数は、認証取得に必要な最小限のものに限る。

ウ 認証対応設備や資材の導入及び改修

- (ア) 支援の対象は、集出荷・調製施設等におけるG A P 認証取得のための対応に真に必要な設備の改修及び資材（農薬保管庫及び仮設トイレを含む。（ウ）、（エ）において同じ。）や資材の導入及び改修に要する費用とする。

ただし、仮設トイレにあっては、設置しようとする箇所の周辺に利用可能なトイレが存在しない場合に限る。

- (イ) 支援額の上限は、10 万円に取組経営体数を乗じて得た額（10 経営体以上にあっては 100 万円）とする。

- (ウ) 1 つの設備又は資材の導入・改修につき、取得単価が 20 万円未満のものに限る。

- (エ) 設備や資材の導入・改修作業に必要な外注費用や人件費などの施工費用及び資材搬入のための運送料並びに設備・資材等の維持管理等に係る経費は支援の対象外とする。

- (オ) 支援対象者は、申請に当たっては、図面等により設備の改修箇所、資材の設置箇所、必要数、必要とする理由等を明示し、事業実施主体の承認を得るものとする。

- (5) 別添 3-2 の 3 の (5) のイにより、新たに追加される農業者等による取組部分に限って支援対象とする場合にあっては、(1) 中「団体の構成員数」及び(4) 中「取組経営体数」とあるのは、「新たに追加される農業者等の数」と読み替えて上限を定めることとし、対象となる支援額については、実際に要した額（全体額）を既に取り組んでいる農業者等の数と新たに取り組む農業者等の数で按分等により、新規に取り組む農業者等が認証取得に要した経費を算定するものとする。

事業実施主体に交付する交付金の額の算定の方法について

1 事業実施主体に交付する交付金の額は、次により求める額とする。

$$\text{交付額} = ① + ② + ③ + ④$$

(1) 農業教育機関の認証の取得等支援に係る配分

農業教育機関の認証の取得等支援に係る配分は、農業教育機関のGAP認証の取得等経営体数の指標値に応じて、審査費用及び審査員旅費を算定し配分するものとし、その計算式は次のとおりとする。ただし、次式の計算結果が事業実施主体の当該項目における要望金額を超える場合は、要望金額を①とする。(ただしこの項目に係る上限は3,000万円)

$$① = \text{ア} + \text{イ} + \text{ウ}$$

GAP認証の種類別の計算式

(審査費用+審査員旅費) × 農業教育機関のGAP認証の取得等経営体数

ア GLOBALG.A.P. の認証取得等支援に係る配分

$$\text{ア} = (49.1 \text{ 万円} + 3.5 \text{ 万円}) \times \text{BG}$$

イ ASIAGAP の認証取得等支援に係る配分

$$\text{イ} = (17.6 \text{ 万円} + 3.5 \text{ 万円}) \times \text{BA}$$

ウ JGAP の認証取得等支援に係る配分

$$\text{ウ} = (11.2 \text{ 万円} + 3.5 \text{ 万円}) \times \text{BJ}$$

(2) 持続可能性に配慮された農産物の生産の推進に係る配分

持続可能性に配慮された農産物の生産の推進に係る配分は、GAP認証の取得等経営体数の指標値に応じて、審査費用及び審査員旅費を算定し配分するものとし、その計算式は次のとおりとする。ただし、次式の計算結果が事業実施主体の当該項目における要望金額を超える場合は、要望金額を②とする。(ただしこの項目に係る上限は2,100万円)

$$② = \text{エ} + \text{オ} + \text{カ}$$

GAP認証の種類別の計算式

(審査等支援費用+審査員等旅費) × 団体支援数

エ GLOBALG.A.P. の認証取得支援に係る配分

$$\text{エ} = ((29.5 \text{ 万円} + 2.1 \text{ 万円}) \times (\sqrt{(\text{CG}/\text{DG})} + 2)) \times \text{DG}$$

オ ASIAGAP の認証取得支援に係る配分

$$\text{オ} = ((15 \text{ 万円} + 2.1 \text{ 万円}) \times (\sqrt{(\text{CA}/\text{DA})} + 2)) \times \text{DA}$$

カ JGAP の認証取得支援に係る配分

$$力 = ((13 \text{ 万円} + 2.1 \text{ 万円}) \times (\sqrt{(CJ / DJ) + 2}) \times DJ$$

(3) 指導活動に係る配分

指導活動に係る配分は、国際水準GAPに係る普及体制構築に係る経費及び国際水準GAPに係る指導活動の経費並びにGAP指導員の育成に係る経費の合計金額とする。ただし、次式の計算結果が事業実施主体の当該項目における要望金額を超える場合は、要望金額を③とする。(ただしこの項目に係る上限は5,000万円)

$$③ = ④ + ⑤$$

国際水準GAPに係る普及体制構築に係る経費を優先的に配分することとする。国際水準GAPに係る普及体制構築に係る配分は、新たに国際水準GAPを実施する地区数に応じて配分するものとし、その計算式は次のとおりとする。ただし、次式の計算結果が事業実施主体の当該項目における要望金額を超える場合は、要望金額を④とする。(ただしこの項目に係る上限は976万円)

$$④ = E / \sum E \times 976 \text{ 万円}$$

国際水準GAPに係る指導員活動に係る経費及びGAP指導員の育成に係る経費は、GAP指導農業者の指標値に応じて配分するものとし、その計算式は次のとおりとする。ただし、次式の計算結果が事業実施主体の当該項目における要望金額を超える場合は、要望金額を⑤とする。

$$⑤ = (F + G + H + I + J + K) / \sum (F + G + H + I + J + K) \times (5,000 \text{ 万円} - ④)$$

A : 当該年度の予算のうち配分予定額の総額（配分予定額とは、指導活動の進捗等を踏まえて留保する額等を除いた配分予定額。）
B G : 各事業実施主体における GLOBALG. A. P. に係る農業教育機関の認証の取得等経営体数（延べ数）
B A : 各事業実施主体における ASIAGAP に係る農業教育機関の認証の取得等経営体数（延べ数）
B J : 各事業実施主体における JGAP に係る農業教育機関の認証の取得等経営体数（延べ数）
C G : 各事業実施主体における GLOBALG. A. P. に係る GAP 認証取得に取り組む団体認証の取得支援経営体数（目標値）
D G : 各事業実施主体における GLOBALG. A. P. に係る GAP 認証取得に取り組む団体認証の取得支援数（目標値）
$\sqrt{(C G / D G)}$: 各事業実施主体における GLOBALG. A. P. に係る 1 団体あたり平均構成員数 ($C G / D G$) の平方根（小数点以下の端数切り上げ）
C A : 各事業実施主体における ASIAGAP に係る GAP 認証取得に取り組む団体認証の取得支援経営体数（目標値）
D A : 各事業実施主体における ASIAGAP に係る GAP 認証取得に取り組む団体認証の取得支援数（目標値）
$\sqrt{(C A / D A)}$: 当該事業実施主体における ASIAGAP に係る 1 団体あたり平均構成員数 ($C A / D A$) の平方根（小数点以下の端数切り上げ）

C J : 各事業実施主体における JGAP に係る G A P 認証取得に取り組む団体認証の取得支援経営体数（目標値）
D J : 各事業実施主体における JGAP に係る G A P 認証取得に取り組む団体認証の取得支援数（目標値）
✓ (C J / D J) : 各事業実施主体における JGAP に係る 1 団体あたり平均構成員数 (C J / D J) の平方根（小数点以下の端数切り上げ）
E : 各事業実施主体における新たに国際水準 G A P を実施する地区数
F : 各事業実施主体における G A P 指導農業者数（目標値）
G : F のうち G F P のコミュニティサイトに登録した農業者数
H : F のうち 農福連携に取り組む農業者数
I : F のうち 環境負荷低減事業活動実施計画認定者※ ¹
※ 1 環境負荷低減事業活動実施計画とは、環境負荷低減事業活動（土づくり、化学農薬・化学肥料の使用低減又は温室効果ガスの排出量の削減等）を行おうとする農林漁業者又はその組織する団体が、環境負荷低減活動の実施に関して作成する計画であって、みどりの食料システム法第 19 条第 5 項に基づき都道府県知事が認定した計画をいう。
J : F のうち（参考）就労条件事項の項目 1 及び項目 2 から 2 つ以上、かつ、項目 3 から 1 つ以上の就労条件改善事項に取り組む農業者数
K : F のうち（一社）全国農業改良普及支援協会が運営する G A P マッチングサイトへ登録する予定の農業者数
Σ (F + G + H + I + J + K) : (F + G + H + I + J + K) の総和

2 要望金額の合計と 1 による交付額の合計との差額（以下「調整差額」という。）については、1 (3) に関して要望金額をもって交付額とした事業実施主体を除いた各事業実施主体の交付額のうち、次により求める交付加算額を③に加算することにより調整する。ただし、③に交付加算額を加えた金額の上限は、各事業実施主体の 1 (3) における要望金額とする。

$$\text{交付加算額} = \frac{\text{調整差額}}{\Sigma (C G + C A + C J)} \times (\Sigma (C G + C A + C J))$$

※ $\Sigma (C G + C A + C J)$ において、1 (2) に関して要望金額をもって交付額とした事業実施主体は除外する。

3 要望金額の合計と 2 による加算後の交付額（以下「加算後交付額」という。）の合計額との差額については、2 により調整する。この場合、同項中「1 による交付額」とあるのは「加算後交付額」と読み替えるものとする。本項の規定は、調整差額がある限り、本交付金の交付を受ける全ての事業実施主体の交付額の総和は A を上限とした上で、各事業実施主体の 1 (2) における要望金額と合致するまで繰り返し適用する。なお、この場合、1 (2) のただし書きの上限はないものとする。

4 なお、1 から 3 による算定によってもなお調整差額が生じる場合等にあっては、必要に応じて交付額の調整を行うこととする。

(参考)

就労条件事項

項目	就労条件改善事項	
項目 1 労働基準関係法令への準拠	就業規則の新規策定	所定労働時間の設定
	休憩の設定又は休日の設定	時間外・休日労働に係る三六協定の締結の設定
	時間外割増賃金の支給	
項目 2 各種保険制度への準拠	労災保険の加入	雇用保険の加入
	健康保険の加入	厚生年金保険の加入
項目 3 その他の就労条件改善	給与等支給額を前年度比増	地域別最低賃金よりも 5 % 以上の上乗せ
	定期昇給制度の設定	給与テーブルの作成
	能力と給与を連動させる仕組みの構築	役職手当の設定
	特別手当の設定	育児休暇の設定
	介護休業の設定	保育環境の整備
	労働安全教育の実施	人事評価制度の設定
	資格取得を促進する制度の導入	スキルアップに資する目標や計画の策定
	若者及び女性労働者の新規就農や定着を図ることを目的とした事業の実施	外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備（就業規則等の多言語化）
	農業に係る労使関係の相談・仲介体制整備	